

「東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）計画段階環境配慮書」に対する  
環境大臣意見

東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）（以下「本事業」という。）は、国土交通省九州地方整備局が、長崎県佐世保市から東彼杵郡東彼杵町を結ぶ延長約 15～16 km の区間を整備する事業であり、当該地域の速達性及び定時性の確保による産業振興等の広域連携支援及び生活便利性の向上、安全性及び定時性の確保による生活利便性の向上、災害時に機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築並びに走行性及び速達性の向上による救急医療活動の支援を目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）において、山側に迂回して川棚町市街地への影響を最小限にするルート（以下「案①」という。）、最短ルートを基本に医療施設等へのアクセス性を重視するルート（以下「案②」という。）、現道の国道 205 号を 4 車線に拡幅し、線形不良箇所を改良するルート（以下「案③」という。）の複数案が設定されている。

一方、想定区域及びその周辺には、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）が存在している。特に、案②及び案③は、集落・市街地等を通過することから、集落・市街地等への影響を概ね回避する案①に比べ、自動車の走行による大気質への影響及び騒音の増加による住居等への更なる環境負荷が生じることが懸念される。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているカスミサンショウウオ等の重要な動物が生息している可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 28 年 4 月環境省）に抽出された「大村湾北部」、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林が存在しており、自然環境保全上重要な地域への影響が懸念される。

加えて、我が国は、令和 2 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、国土交通省においても、2050 年カーボンニュートラル実現を目指して取組を進めている。道路交通政策については、「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、運輸部門の取組として道路交通流対策が位置づけられており、本事業においても脱炭素化に資する事業計画とすることが重要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総論

### （1）対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

ア. 住居等

イ. 森林法に基づき指定された保安林

ウ. 主要な河川、生物多様性の観点から重要度の高い海域、藻場及び干潟

エ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査(植生調査)

において植生自然度が高いとされた植生及び巨樹・巨木林

オ. 景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場

## (2) 環境影響評価の項目の選定等

本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画されることにより、本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の環境影響評価手続において、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

## (3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、長期間にわたって工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。

## 2. 各論

### (1) 大気環境

想定区域及びその周辺においては、住居等が複数存在しているほか、令和2年度の測定において浮遊粒子状物質、令和元年度の測定において自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に、案②及び案③は、集落・市街地等を通過することから、集落・市街地等への影響を概ね回避する案①に比べ、自動車の走行による大気質への影響及び騒音の増加による住居等への更なる環境負荷が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、自動車の走行による住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

### (2) 水環境

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。また、想定区域の一部は大村湾沿岸を含み、大村湾に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う地下水等の水量の減少、濁水等の発生による水環境への影響が懸念される。このため、トンネル構造を採用する場合は、地下水の

坑内への流出やトンネル内への漏水等による地下水の減水、枯渇その他周辺地域の水源への影響を回避又は極力低減するため、上水道等の水源の位置及び使用状況を十分調査するとともに、必要に応じて理論モデルによる計算又は数値シミュレーションなどの手法により定量的な予測及び評価を実施すること。また、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 動植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているカスミサンショウウオ等の重要な動物が生息している可能性がある。また、想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に抽出された「大村湾北部」が存在していることから、重要な動植物への影響が懸念される。さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生及び森林法に基づき指定された保安林が存在している。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、これらの重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、方法書以降の検討においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

### (4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、主要な眺望点として「城山公園」、「八幡岳」等が存在する。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として「城山公園」、「大崎自然公園」等が存在することから、これらの主要な眺望点からの景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮し、景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減すること。

### (5) 廃棄物等

#### ア 廃棄物について

本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

#### イ 建設発生土について

本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土

の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

#### (6) 温室効果ガス等

今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、「地球温暖化対策計画」や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえつつ、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討すること。